

一 抵當物ニ付債權者ト共同シテ又ハ債權者ニ優先スル擔保權ヲ有スルモノアルニ至リタルトキ

第八條 債務者ハ辨濟期日又ハ期限前償還ヲ要求セラレタル場合ニ於テ債權者ノ指定シタル期日ニ元利金ノ拂込ヲ爲サルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日マテ拂ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ニ當ル遲延利息ヲ支拂フヘシ

第九條 債務者ハ債權者ニ於テ抵當物ノ實況ニ關シ調査ヲ爲サントシ若クハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其ノ要求ニ應スヘシ

台北地方法院管内公證人役場

第十條 債務者

ハ本契約ニ違反シタルトキハ直ニ強

制執行ヲ受クルモ異議ヲ申出テサルヘシ

第十壹條 抵當物ノ現狀若クハ其ノ所有權ニ異動ヲ生シタルトキハ債務者ハ直ニ之ヲ債權者ニ通知スヘシ
抵當物，現狀ヲ變更セントシ又ハ抵當物ヲ讓渡シ若クハ抵當物上ニ權利ヲ設定セントスルトキハ債務者ハ豫メ債權者ノ承諾ヲ受クヘシ

第十貳條 債務者ハ債權者ヨリ日本勸業銀行法第貳拾六條第壹項ニ依リ増抵當若クハ借

